

=お知らせ=



年末および年始における業務のお知らせ

1. 年末における業務は12月28日（木）まで、年始における業務は1月4日（木）から行います。
2. 年内に検査・登録を行う
 - ① 新規検査等届出書の提出が必要な自動車
 - ② 並行輸入自動車届出書の提出が必要な自動車
 - ③ 改造自動車届出書の提出が必要な自動車については、12月14日（木）までに届出書を提出してください。

令和5年11月20日

自動車技術総合機構

山梨事務所長

2024年1月4日から変わります!

電子車検証



● コンパクト化



● 車検証閲覧アプリ

有効期間等の確認ができます



● 記録等事務代行サービスで一部手続きが出頭不要



検査標章



登録車と同様のデザインとなります

● デザインの変更

黄色からブルーへ

● 検査標章貼り合わせ手順の変更

詳しくは検査標章貼り合わせ手順の動画をご覧ください



電子車検証以外の出力用紙

2024年1月4日以降、紙面変更になります



● 記録内容の例

- ・輸出予定届出證明書
- ・限定自動車検査証
- ・自動車検査証返却證明書
- ・検査記録事項等證明書
- ・自動車予備検査証



軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

軽自動車の電子車検証



「年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施」について

12月10日(日)から令和6年1月10日(水)までの間、令和5年度「年末年始の輸送等に関する安全総点検」を実施する旨、山梨運輸支局長より通達がありました。

標記運動へのご理解とご協力をよろしくお願ひします。

令和5年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検実施細目（抜粋）

関東運輸局山梨運輸支局

○実施時期

令和5年12月10日（日）～令和6年1月10日（水）

○重要点検事項及び点検項目

(1) 社内規定等の整備

- ① 作業の安全を図る安全服務規律等社内規程が制定されているか。
- ② 社内規定の内容が適正であるか、また、従業員などに周知徹底されているか。

(2) 飲酒運転や薬物運転等を行わせないための安全対策の実施状況

- ① 飲酒運転防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。
- ② 覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物使用防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。

(3) 車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況（特に大型自動車の車輪脱落事故防止対策及びスペアタイヤ等の定期点検実施状況）

- ① 自動車点検基準に基づく日常点検及び定期点検整備が的確に実施されているか。
- ② 過積載、暴走等を助長するような車両の不正改造の防止が徹底されているか。

(4) 新型インフルエンザ等感染症の対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況

- ① ポスター類の掲示、放送などにより、公共交通機関の車内・構内等におけるマスク着用、咳エチケット等を呼びかけているか。
- ② 職場内におけるうがい、手洗い及び消毒用アルコールを使用した手指消毒の徹底が図られているか。
- ③ インフルエンザ等の流行に備え、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画、または対応マニュアルが策定されているか。

○実施事項

- (1) 整備事業者においては、自動車使用者に対し、日常点検、定期点検、定期点検整備の励行を指導すること。また、後部座席を含むシートベルト着用の徹底とチャイルドシート使用の徹底を図ること。
- (2) リボンの着用、垂れ幕等を掲出するとともに、点検事項を掲示するなどして総点検の趣旨の徹底を図ること。

独立行政法人自動車技術総合機構における 「OBD検査ポータル」のリリースについて

プレスリリース



令和5年4月21日

OBD 検査システムをリリースしました！

自動車技術総合機構は、令和5年4月21日12:00(正午)に「OBD 検査システム」をリリースいたしました。また、OBD 検査システムの利用方法をまとめた「OBD 検査ポータル」とお問い合わせ窓口としての「OBD 検査センター」も同時開設しています。整備事業者の皆様方におかれましては、検査項目に OBD 検査が追加される令和6年10月に向けて、ご活用ください。

1. 「OBD 検査システム」のリリースについて

「OBD 検査システム」は、主に、整備事業者が OBD 検査対象車の対象装置に対して点検・整備や検査を行う際に用いるシステムです。当該システムを利用するためには、事前に、システム利用申請(事業場 ID 申請)をしていただき、事業場 ID 登録が済みましたら OBD 検査アプリを検査用スキャンツールへインストールし、OBD 検査のプレ運用(令和5年10月から開始予定の OBD 検査の円滑な導入のための習熟期間)に向けた準備をお願いします。

＜リリースした OBD 検査システムの全体概要＞

- ① 特定 DTC 照会アプリ…OBD 検査のための PC 用アプリ。利用者管理システムよりダウンロード可
 - ② 利用者管理システム…アプリの利用者を登録・管理（事前のシステム利用申請が必要）
 - ③ OBD 検査結果参照システム…アプリを用いて実施した OBD 検査の結果を閲覧
- (上記①～③を総称して OBD 検査システムと呼称しています。)

2. 「OBD 検査ポータル」の開設について

OBD 検査、OBD 検査システムの概要や当該システムの利用・申請方法などをまとめたウェブサイトです。チャットボットでの問い合わせも可能です。

システム利用に必要な手続きの詳細については、当ポータルサイトに情報を載せておりますので、こちらをご確認ください。



3. 「OBD 検査コールセンター」の開設について

OBD 検査ポータルでご不明点がある場合、ポータルにアクセスできない場合など、電話でお問い合わせいただけます。

4. スケジュール(経緯)

- ・令和元年5月 改正道路運送車両法成立(審査用技術情報管理事務関係)
- ・令和2年8月 道路運送車両の細目を定める告示の一部改正(OBD 検査の基準関係)
- ・令和2年8月 道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示(OBD 検査の適用関係)

(対象車)
令和3年10月1日(輸入車の場合は令和4年10月1日)以降に指定を受けた新型車
(適用日)
令和6年10月1日(輸入車の場合は令和7年10月1日)以降

<操作方法などのお問い合わせ先>

OBD 検査コールセンター **0570-022-574**

(受付時間: 月曜日から金曜日(祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除く。)の午前 9 時～17 時)

お問い合わせ先
〒160-0003
東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル
4階 独立行政法人 自動車技術総合機構
OBD 情報・技術センター
電話 03-5363-3441(代表)
FAX 03-5363-3347

OBD検査システムの「事業場ID申請」を受付けております

令和6年10月より、検査用スキャンツールを用いたOBD検査の本格運用が開始されます。この本格運用に向けたプレ運用(習熟期間)が10月から開始されました。

認証及び指定工場においてOBD検査及びプレ運用を行うには、事前にOBD検査システムに「事業場ID申請」が必要となり、今年4月より「OBD検査ポータルサイト」において受付が開始されております。OBD 検査システム及び登録に必要な情報は下記のOBD検査ポータルサイトからご確認願いします。

(各種マニュアル類も下記のOBD検査ポータルサイトから入手できます。)

<https://www.obi.naltec.go.jp/>

～【OBD検査について】～

- 指定工場は、対象車の完成検査時に「OBD検査」が必要になります。
(検査用スキャンツールを使用します。)

- 認証工場についても、自工場で検査用スキャンツールを使用して「OBD検査と同等の確認(OBD確認)」を実施した場合、原則として車検場においてOBD検査が省略されます。
- OBD検査(確認)及びプレ運用を行うには、事前にOBD検査システムへの利用申請が必要になります。なお、自工場でOBD検査(確認)を実施せずに対象車を車検場に持ち込む場合には、OBD検査を車検場で実施するため利用申請は不要となります。

OBD 検査開始までに必要な準備

1. OBD 検査システムへの事業場・利用者登録をしてください。
2. 特定 DTC 照会アプリをインストールしてください。

・OBD 検査システムは（独）自動車技術総合機構が構築・運用している、主に整備事業者が OBD 検査対象車の対象装置に対して点検・整備や検査を行う際に用いるシステムで、以下の①～③を総称して「OBD 検査システム」と呼称しています。

①特定 DTC 照会アプリ

OBD 検査又は OBD 確認のための PC 用アプリ。利用者管理システムよりダウンロード可能。

②利用者管理システム

アプリの利用者を登録・管理（事前のシステム利用申請が必要）

③OBD 検査結果参照システム

アプリを用いて実施した OBD 検査又は OBD 確認の結果を閲覧

- ・OBD 検査システムを利用するためには、事前にシステム利用申請（事業場 ID 申請）をしていただく必要があります。また、事業場 ID 登録後にクライアント証明書を使用する端末へインストールの上、システムにログインいただき、特定 DTC 照会アプリを利用する検査員（指定工場のみ）・工具を登録していただく必要があります。
- ・OBD 検査又は OBD 確認を実施するためには、使用する端末に特定 DTC 照会アプリをインストールする必要があります。
- ・OBD 検査システムの利用については、（独）自動車技術総合機構が開設している OBD 検査ポータル及びポータルに掲載している操作マニュアルを参照ください。

3. 検査用スキャンツールを備えてください。

- ・OBD 検査又は OBD 確認に使用する検査用スキャンツールは、「認定検査用スキャンツール」である必要があります。
- ・認定検査用スキャンツールについては、（一社）日本自動車機械工具協会のウェブサイトを参照ください。

<振興会が実施する一括申請について(会員様向け)>

OBD検査システムの利用を希望する会員事業場の情報を振興会でとりまとめて、自動車技術総合機構(運用管理センター)に「事業場ID申請」を一括申請します。

振興会を経由した一括申請を希望される場合は、振興会ホームページ→会員ページ→会員専用ページ→振興会からのお知らせ→OBD検査システムのID一括申請について→PDF資料を参照していただき必要書類(Excelデータ)を添付の上、下記アドレス宛にメール送信にてお申し込み下さい。

なお、送信元であるメールの件名は「OBD検査システムのID一括申請」と入力して送信して下さい。

メールアドレス sidou@ams-net.jp

振興会ホームページ

会員専用ページ

①振興会ホームページ会員ページへ
(ユーザー名 ams パスワード amskaiin)

②振興会からのお知らせ
ボタンをクリック

③OBD検査システムのID一括申請について
→PDF資料参照

④必要書類(Excelデータ)を添付の上、
メール送信

なお、振興会が実施する一括申請は登録のみとなります。その後は自動車技術総合機構(運用管理センター)より申請完了及びクライアント証明書の招待コードのメールが届きますので、ご確認頂き、各事業場で作業(アプリのインストール等)を進めてください。

また、振興会での一括申請は複数の事業場から申請があることから、登録には一定の時間を要します。早急に事業場IDが必要な方は [OBD検査ポータル \(naltec.go.jp\)](http://naltec.go.jp)【独立行政法人 自動車技術総合機構】より個別に事業場登録をお願いします。

<検査用スキャンツールの認定機器一覧の公開について>

令和6年10月より、OBD検査制度が導入されることに伴い、一般社団法人日本自動車機械工具協会のホームページにおいて、認定された検査用スキャンツール型式一覧表が掲載されております。

今後も随時更新されますので、必要に応じてご確認ください。

一般社団法人日本自動車機械工具協会ホームページ <https://www.jasea.org/>

自動車特定整備事業に係る国土交通省ホームページ掲載のお知らせ

国土交通省ホームページに特定整備事業関係情報の専用ページ「自動車特定整備事業について」が開設され、同ページにおいて、電子制御装置整備の対象車両及び整備用スキャンツールの情報等が掲載されましたのでお知らせします。

なお、上記 対象車両及び整備用スキャンツールリストは随時更新されますので、ご留意下さい。
国土交通省ホームページ「自動車特定整備事業について」

自動車⇒◆自動車整備事業⇒自動車特定整備事業について

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000016.html

国土交通省

YouTube Twitter 本文へ 文字サイズ変更 標準 拡大 音

Google カスタム検索

ホーム 国土交通省について 報道・広報 政策・法令・予算 オープンデータ お

自動車

>組織 >予算 >税制・財政 >統計データ >パブリックコメント >報道発表 >関連リンク集

ホーム > 政策・仕事 > 自動車 > 自動車特定整備事業について

自動車特定整備事業について

自動車整備制度は、これまでのエンジンやブレーキなどを取り外して行う「分解整備」から、その範囲を取り外しを伴わなくとも装置の作動に影響を及ぼす整備又は改造等(電子制御装置整備)に拡大するとともに、対象装置として、自動運転レベル3以上の自動運転を行う自動車に搭載される「自動運行装置」を追加し、その名称を「特定整備」に改め、新たな制度として令和2年4月からスタートします！

自動車特定整備制度の概要

自動車特定整備制度は、従来からの分解整備に加え、自動ブレーキなどに使用される前方を監視調整や自動運行装置の整備について、「電子制御装置整備」と位置づけ、その整備に必要な事業場(

申請は、 令和6年2月までに 電子制御装置整備の認証取得

令和6年3月末で認証取得の経過措置が終了します！

電子制御装置整備の認証開始

経過措置の期間※

認証が必要

R2.4.1

R6.4.1

※経過措置期間中に行える作業はR2.4.1以前
に行ったことがある作業のみです



運行補助装置☆または自動運行装置のある車両(R6.4.1以降)

☆衝突被害軽減ブレーキやレーンキープに係るカメラなどのセンサー、ECUやこれらのセンサー
が取り付けられている車体前部（バンパ、グリル）、窓ガラスのこと

- 電子制御装置整備の認証がない指定工場は、保適の交付はできません
- 電子制御装置整備の認証がない認証工場等は、以下の作業はできません

認証がないとできない作業の例

スキャンツールをつないでのエーミング

認証を受けている事業者の標識
「特定整備(分解整備・電子制御装置整備)」

カメラ、レーダー、ECUの取り外し・取り付け
角度の変更

 関東運輸局長認証

カメラ、レーダー等が取り付けられている
車体前部（バンパ、グリル）、窓ガラスの脱着

普通自動車特定整備事業



複眼カメラ
(スマートHPより)



カメラ・ミリ波レーダー複合型
(レクサスHPより)

対象車両はこちら ►



電子制御装置整備の認証手続きは、管轄の運輸支局まで



国土交通省 関東運輸局

リコール検索システムをご利用ください

整備事業者がリコール情報を確認する方法として、各自動車メーカーのホームページにアクセスし、車台番号等を入力することにより行っていますが、車両により異なるホームページにアクセスしなければならないなど煩雑であることから、国土交通省並びに日本自動車整備振興会連合会（日整連）ではリコール検索システムを展開しております。

入庫車両のリコール状況を確認する手段として標記検索システムのご利用をお勧めします。

リコール検索システム（国土交通省）（振興会ホームページからリンク）

The screenshot shows the JAM homepage with a blue header. Below it, there's a section titled 'CONTENTS' with various news items. At the bottom, there's a '会員ページ' (Member Page) button highlighted with a red oval. To its right, there's a small note about the member system.

The screenshot shows the MLIT member page with a blue header. It has a sidebar with links like '会員専用ページ' (Member Exclusive Page), '今月の会報' (This Month's Newsletter), etc. In the center, there's a section for '国土交通省 リコール情報' (MLIT Recall Information) which is circled in red.

①振興会ホームページ会員ページへ
(ユーザー名 ams パスワード amskaiin)

②「国土交通省リコール情報」
ボタンをクリック

This screenshot shows the 'Automobile Recall and Non-conformity Information' section of the MLIT website. It features a yellow banner with the text 'クルマの異常を、連ラクダ!' (Report car anomalies). Below it, there's a search form with fields for '車名' (Car Name), '型式' (Model Type), and '届出日' (Submission Date). A red circle highlights the 'リコール情報検索' (Recall Information Search) button at the bottom left of the search form.

③「リコール情報検索」ボタンをクリックし、
検索画面で車名、型式、届出日等を入力し
「検索」ボタンをクリック

リコール検索システム（日整連） <https://www.jaspa.or.jp/>

日本自動車整備振興会連合会

HOME サイトマップ ENGLISH

日整連の紹介 マイカー点検情報 自動車整備士資格情報 環境関連情報 整備事業関連情報 イベントキャンペーン

マイカーをお持ちの方向け

日整連の紹介 マイカー点検情報 自動車整備士資格情報 環境関連情報 整備事業関連情報 イベントキャンペーン

名称 & Ucar® 契約 (アンドユーカー契約)

OTHER SERVICE その他のサービス

自動車重量税等の減免について YouTubeで公開中 リコール情報検索

次回自動車重量税額照会サービス

自動車整備技能登録試験のご案内 スキヤンツール活用事業場認定制度のご案内 有償運送許可のための研修会開催予定 環境家計簿

グッドオアシスキャンペーン 中小企業等経営強化法事業分野別経営力向上機関 自動車不具合情報ホットライン

お知らせ一覧 本サイトのご利用について 個人情報等の取り扱いについて Copyright © Japan Automobile Service Promotion Association.

①日整連ホームページ下段へ

②「リコール情報検索」ボタンをクリック

③メーカーを選択し、車台番号全桁を半角大文字で入力し、「検索する」ボタンをクリック

車両リコール状況確認

メーカーを選択し
車台番号を入力してください

メーカー

車台番号 (半角大文字で入力してください)

例) ABC-1234567890

検索する